

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、9名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

つきましては、松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきましてこれを許可いたしますので、ご了承ください。

どうぞ、入れてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 真夏の暑いところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成17年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を副委員長をお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案2件、報告等1件となっております。

◎議案第47号

委員長 初めに、議案第47号「平成17年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

企画管理室長 企画管理室でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第47号「平成17年度9月教育費補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

平成17年度9月教育費補正予算について、別紙のとおり松戸市議会9月定例会に提出する

よう、市長に申し出るものとする。

平成17年8月11日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功でございます。

この件につきましてご説明申し上げます。

次のページ、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成17年度9月補正歳出予算、教育費集計表についてご説明させていただきます。

まず、歳出でございます。教育総務費につきましては、事務局費2点の合計が434万1,000円を、教育研究指導費2点の合計が168万円を、合わせて602万1,000円の補正を行うものでございます。具体的には、事務局費といたしまして、1点目の補正額15万8,000円につきましては、文化会館・市民劇場の指定管理者の候補者の選定に当たりまして、選考委員に有識者を委嘱するとともに、応募法人等の財務状況の分析について専門家の意見を聴取し、公正かつ適正な審査を確保するものでございます。2点目の補正額418万3,000円につきましては、教育関係寄附金を充当し、日常業務の円滑化を図るため、自動車2台の購入を行うものでございます。

教育研究指導費といたしましては、人権啓発活動委託事業及び生徒指導推進協力員活用調査研究事業として55万円を、また不登校児童・生徒の適応指導総合調査研究事業として113万円を補正するものでございます。

次に、社会教育費につきましては、文化財保護費1,290万6,000円を、博物館及び美術館費327万4,000円を、諸費3,000円を、合わせて1,618万3,000円の補正を行うものとしております。具体的には、文化財保護費といたしましては、野馬除土手不動産鑑定評価及び土地購入費といたしまして1,290万6,000円を、また博物館及び美術館費につきましては、板倉鼎作品及び剣持家作品の寄贈に伴う輸送委託及びポスター・チラシ製造、複製画等の物品作成委託等といたしまして、327万4,000円を補正するものでございます。諸費につきましては、文化会館公衆電話利用料金盗難事故亡失金として3,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、保健体育費でございます。保健体育総務費2万2,000円を、体育施設費97万7,000円を、合わせて99万9,000円の補正を行うものでございます。具体的には、保健体育総務費といたしまして、学童災害共済基金積立金として2万2,000円を、また体育施設費につきましては、フロアマット購入費として97万7,000円を補正するものでございます。

合計しますと、補正額は2,320万3,000円となっております。

次の2ページでございます。

歳入につきましてご説明させていただきます。

委託金につきましては、教育費委託金として55万円と148万円の2点、合わせて203万円の補正を行うものでございます。具体的には、人権啓発費委託金及び生徒指導推進協力員活用調査研究事業委託金として55万円を、また不登校児童・生徒の適応指導総合調査研究事業委託金として148万円を補正するものでございます。次に、寄附金につきましては、教育費寄附金として516万円の補正を行うものでございます。雑入といたしましては、公衆電話利用料金補填金としまして3,000円を補正するものでございます。

合計しまして、補正額719万3,000円でございます。

3ページ以降につきましては、それぞれ歳入歳出項目ごとに記載させていただいております。

なお、ご質問につきましては担当の方からご説明させていただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 以上の説明の概要ですけれども、いかがでしょうか。

私の方から1つだけ、文化財保護費、かなり高額でございます。もうちょっと詳しい説明をお願いします。

社会教育課長補佐 文化財保護費について説明させていただきます。

内容としましては、野馬除土手の購入でございます。場所は、松戸市八香五丁目31番1の野馬除土手の土地の購入をするものでございます。野馬除土手、ご存じの方もいらっしゃると思うんですが、徳川幕府が直轄で軍馬を養成する目的でつくられた牧の周りにめぐらされた土地でございまして、野馬が牧外に出て民間に侵入したり田畑の作物を荒らすことを防ぐためにつくられたものでございまして、土手の部分と掘の部分から成っております。野馬除土手の原形は、1本の長く伸びているんですけれども、北側の斜面半分につきましては、昭和58年に買収が済んでおるんですが、残りの半分の方を今回購入いたそうとするものでございます。その購入に当たりましての不動産鑑定委託料を含めまして、こちらの補正予算を組ませていただいております。

以上でございます。

委員長 この地主の方から購入するという事なんですね。

社会教育課長補佐 ずっと、地主の方から、松戸市の方で買い取っていただけないかという要望が出ておったんですけれども、なかなか事務的に調わないうちに不動産会社の方に売

り払われてしまいました。このたび、不動産会社の方から松戸市が購入するような手はずになっております。

委員長 いかがですか、何か。

瀧田委員 たくさん質問がありますが、まず、教育総務費の中で、指定管理者候補者の選考委員会という説明がございましたが、選考委員会の構成、個人の名前までは結構なんですけれども、どういう方たちなのか、職種とか人数を、差し支えなかったらお願いします。

それから、専門家への謝礼金と書いてありますが、この専門家とおっしゃいますのは、どういう職種を考えていらっしゃるのかをお願いします。

企画管理室長 教育委員会企画管理室でございます。

まず、選定委員のメンバーということでございます。選定委員会のメンバーにつきましては、まず、教育委員会、役所の中の各本部の中に選定委員会を設けるということが決まりになっておりまして、選定委員会の委員長は本部長ということになっております。そこに、企画管理室長が入りまして、それから関係課長が入りまして、必要に応じて関係課の所属長にメンバーになっていただくということが原則ということになっております。その中で、今回この15万8,000円のお願いの中では、専門家にメンバーになっていただくということで、必要に応じて専門家をメンバーとさせていただくことができるということになっております。

ここで、今回は、そのメンバーといたしまして、これは、今回のこの事業そのものが文化会館と市民劇場の選考委員会のメンバーの方のお願いということになっておりまして、このメンバーの中には舞台関係、これから人選をさせていただくことになりますけれども、考え方としては、舞台機構関係者に1名になっていただくということと、文化芸術に詳しい方になっていただく。と言いますのは、文化会館そのものは、市の文化振興を進めるということが原則となっておりますので、そういった意味では、まず舞台演出を十分にすることはもちろんですけれども、文化芸術祭にいろいろなご指導をいただきながら本来の目的を達成することが趣旨になっておりますので、そういう形の中から専門家のご指導をいただくということになっております。こちらの人数的なものについては現在まだ絞り込んでおりません、最終的には。ただ、専門家2名にお願いするという考え方であります。よろしいでしょうか。

瀧田委員 はい、ありがとうございます。

補正額に問題があるのではなくて、選考委員会とか専門家のチェック、そういうものを大変重要と考えているものですから、伺いました。

私、続けては申しわけないでしょうか。

委員長 どうぞ、続けてください。

瀧田委員 次ですが、人権啓発活動委託事業というのは、何か冊子を注文したというふうにご説明がありましたが、それは今までも出版物配布というのは続いて行われていたものなんでしょうか。

指導課長 このような冊子を毎年度5,000部つくって、小学校5年生の子供たちの方へ配布して人権の教育資料として活用させていただいております。13年度から実施しておりますので、今年度5年目になります。県の委託事業になります。

以上です。

瀧田委員 わかりました、ありがとうございます。どうぞ十分に活用していただきたいと思っています。

続けて、さっき社会教育関係は、委員長からのご質問がありましたが、できれば、板倉さんと剣持さんの作風とか芸術的功績があったらちょっと教えていただきたいと思います。

社会教育課長補佐 まず、板倉鼎さんにつきましては、資料の悉皆調査を平成3年から行っております学芸員の田中の方から説明させていただきます。

社会教育課学芸員 板倉鼎さんにつきましては、埼玉県松伏町出身の洋画家で、幼いころに松戸に引っ越しまして、松戸で育っております。千葉中学校を卒業して、東京美術学校で西洋画の勉強をしました。卒業後、昭和2年から4年にかけてパリに留学しまして、いわゆるエコール・ド・パリの中の画家たちの中でも非常にすぐれた画家であると思います。

今回寄贈いただく予定の作品ですけれども、平成3年度からご遺族の所蔵作品と資料の悉皆調査をいたしまして、その中から、油彩画36点を寄贈していただく約束ができました。生涯の各時期の代表的な作品です。

社会教育課長補佐 続きまして、剣持勇さんについて説明させていただきます。

剣持勇さんにつきましては、1912年生まれ、明治45年の生まれでございます。1932年に東京高等工芸学校の木材工芸科を卒業されまして、商工省工芸指導所に入所され、日本のデザインを指導的な立場に立って牽引し続けてこられた方でございます。1955年には独立しまして、デザイン事務所を構えております。松戸市の美術館準備室も平成17年1月22日から、2月20日にかけて、剣持勇展を公開しまして、24日間にわたりまして2,432人、1日平均101人の観覧者を数えております。そのときに展示しました作品の中から、遺族の方々の意向で、このたび松戸市に寄贈したいという申し出がありまして、行く行くはヨーロッパの

方の巡回展等も視野に……そのようなご要望も来ているということで、そのうちの作品の天童木工産でつくりました柏戸椅子等を、このたび修復に出すための予算を計上しているものでございます。

瀧田委員 ありがとうございます。非常に少ない教育委員会予算の中から、比較的多くの、パーセンテージが社会教育費に占めていますので、一人でも多くの方に文化的財産を見ていただくチャンスをつくっていただきたいと思います。有効に皆さんがこの予算の意図をわかるようにしていただきたいと思いますものですから。

最後に1つだけ、フロアーマットは体育館に設置でしょうか。それとも何か別の施設に設置を考えていらっしゃいますか。

教育総務課長 柿の木台体育館に予定しております。15メートルですので、この部屋よりも大きくなります。多目的用のフロアーマットということで、今回寄附していただいたお金から捻出したいと考えております。

瀧田委員 では、学校ではなくて、柿の木台体育館にということですね。

以上です。

教育長 新体操用に必要なマットなんです。

瀧田委員 新体操用の運動器具ですね。

委員長 どうぞ。いいですか。

根守委員 いいですが、進行上、これからの説明にしましても、こちらの方を先にやった方がよろしいと思います。

委員長 はい。

いろいろと質問が前後して申しわけないんですけども、今、文化財とかそういう本の問題等について、色々話が出ましたが、我々もこの間、博物館を見学して、いろいろ現状の様子を見てまいりました。その美術館については、準備室ということで、今、どの程度の進捗状況になっているんですか。

社会教育課長補佐 美術館構想というのは既にでき上がっておりまして、また、その後、戸定歴史館下でございます戸定フォーラム建設用地、あそこの土地の活用につきましても、戸定フォーラム構想というものをつくり上げておるんですが、その土地自体が平成22年までの再債務を組んでいるという状態で松戸市総合計画第3次実施計画の中間年度までとりあえず美術館建設については具体的に着手できないような状態になっております。ただ、美術館準備室としましては、いずれ美術館構想が具体的に予算計上等具体的に予算査定の

段階に来るまでの間、松戸市ゆかりの作家等の作品の収集とか研究を進めておりました、美術館が建った暁には、すぐ公開等の企画展を開催できるように進めております。

委員長 はい。そういう面でいろいろ関心を皆さん持っていると思いますので一応お聞きしたわけです。

そのほかに、何かこの補正に関してご質問ございませんか。

先生いかがですか。

關委員 今の議案は、歳入の1ページと2ページのもので、3ページ以下は、その具体的な内容ですね。そういう理解でいいですかね。そうすると、ただいま説明いただいたのは、3ページ以下の資料の説明まで終えたという趣旨で理解していいんですね。

企画管理室長 はい、概要説明をさせていただきました。

關委員 そうですね。したがって、根守委員がおっしゃいましたけど、一応説明は終えたということで、質疑・応答でいいんですね。

企画管理室長 はい、ご質問いただければ……出していただくということで。

關委員 まず、字句の質問ですが、10ページのところの表の下に、補正の理由とありますね。そして文化財保護費として個人所有の野馬除土手が造成業者にとあり、その次の文字は何と読んだらいいんですか。

企画管理室長 それは、所、字の間違いです。

關委員 所有権の間違いですか。所有権移転したということですね。先ほどの説明ですね。わかりました。

次は、瀧田委員が質問されたことに若干追加的に述べさせていただきます。4ページの教育総務費で、さっきはフローアーマットの説明がありましたが、その上の方には自動車購入費2台と計上してあります。この説明もしていただけますか。

教育総務課長 自動車購入費2台分につきましてご説明させていただきます。

まず、1台が1.5トンのトラックでございます。と言いますのが、各学校におきまして以前は焼却処理ができたんですが、数年前から、学校で焼却炉も撤廃しております。そうしたことから、各学校において雑草とかそういったものも焼却できなくなりました。それを、例えば、和名ヶ谷クリーンセンターとか、そういうときに運搬するための業務としてトラック1台購入したいと考えております。

それ以外にも、活用方法といたしましても、学校選択制に伴いまして、先生・児童の机・いすの移送とかそういった関係でも活用させていただき、移送に伴う業者委託を極力職員が

できれば、と考えております。

あと、もう1台につきましては、学校事務職員の引き上げに伴ない、22校の学校を巡回するためのライトバンでございます。1,500ccくらいです。貸し出し車両ですと、急遽外に出るといふときに借りられないケースが結構ございます。多々ございますので、そういったことを防ぐために1台ライトバンを購入したいと考えております。

以上でございます。

關委員 内容はわかりました。

それから、7ページの表にあります歳入の中身で、人権啓発費委託金というのと生徒指導推進協力員活用調査研究事業委託金というのがありますが、この数式の読み方がわからないんです。これは、どういうふうに読んだらいいのですか。

指導課長 歳入のところになりますけれども、20万円が人権啓発委託金で、35万円が生徒指導推進協力員活用調査研究事業委託金であり、県の方から委託金をいただきまして、市の方の歳入に入れるということです。

關委員 一番右側の内容のところ、例えば人権啓発費委託金が20万円×10/10額とありますね。これはどういう式なんですか。

指導課長 10/10というのは全額県の方からいただけるという意味で、10分の10という意味です。

關委員 割合ですね。全額、100%という意味ですね。

指導課長 はい、そうです。

關委員 最後に、もう一つ。5ページです。

寄附金として歳入にこれだけ計上されているんですが、主なるものは、松戸市在住の方の寄附が多いですね。他に松戸東ロータリークラブのものが1件あります。この中身も少し説明していただけるとありがたいんですが。

教育総務課長 教育関係経費ということで、一応500万円寄附をいただいております。あと、松戸東ロータリークラブの方から16万円、合わせて516万円ほど寄附をいただいております。ということでございますが、それ以外でも何か。

關委員 寄付者はどういう……、それからその寄附理由も挙げてくれますか。

教育総務課長 ちょっといろいろあるんですが、以前、公職、松戸市の職員でございました。市の職員で、今から数年前に退職された方でございます。今は退職されまして、地元で、いろいろと指導したりとかそういった活動をなされている方でございます。今回教育関係

へということで寄附をいただいたわけなんですけど、特段、これとってどうのこうのということはないんですが……

関委員 指定はないわけですか。

教育総務課長 はい。

教育長 一般的に、教育行政のために。かつて、少年センターの所長をやっていた。教育行政については理解がある。

関委員 普通の寄附だと、こういうふうに使ってくださいとか、あるいは奨学金用にとか大體指定があるかと思っているんですが……

教育総務課長 すみません、ちょっと誤解なんですけど、教育委員会の教育費ということで指定はされております。ただ、物の指定はありませんでした。

関委員 ありがとうございます。

委員長 あと、何かございますか。

どうぞ。

瀧田委員 生徒指導推進協力員というので中学校に協力員を配置するということが大変結構だと思うんですが、不登校児が、今大変ふえているというふうに伺いましたが、松戸は30日以上長欠の割合というのは大體何%くらいいらっしゃるか、把握できますか。中学で結構ですがどうでしょうか。

指導課長 昨年度、16年度のデータになりますけども、松戸市の中学校の不登校率は、16年度は3.94%です。中学校で約420名です。

小学校は、人数は65名で0.27%です。

瀧田委員 小学校でこれだけいるということは、中学になっていくともっと深刻な状態になっていくと思いますので、早い時点で協力員さんなどのお力を十分にいただいて、充実させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

関委員 これは、傾向としては、ふえているんですか。

指導課長 そうですね、若干ふえてはおりますけれども、昨年度はいろいろ努力をしまして、改善の兆しが少しずつ見えてくる児童・生徒が約180名、まだ解消までにはっていないんですけれども、そのような状況で今努力しているところです。

委員長 どうなんでしょう。この辺にもう少し予算をかければ成績がよくなるというふうに考えていいんですか。

指導課長 はい。今回の補正予算の生徒指導推進協力員活用調査研究事業の方につきまして

は、小学校の生徒指導関係の調査費ということで、本年度は1校に1名、各校1名ということではなくて1校に1名だけ配置ということで考えております。

瀧田委員 1名だけですね。松戸市で結局1名だけということですね。そうなんですか。

教育長 それは要するに、県の委託事業として予算配分があったので急遽補正予算を組んだということです。日ごろの不登校児童・生徒対策をどのようにしているかということ。それから、たまたま県の委託事業として各市に割り当てたのを、松戸市が受けたんでしょうけれども、それから本来は補正でもって簡単に対応できるような問題ではないということです。

根守委員 市で、長欠対策やっていますね。

指導課長 はい。

根守委員 長欠対策で各学校いろいろとやっているわけですが、長欠対策として、主任がいろいろと学校で対策の仕方をやっているわけですね。長欠対策と不登校、これは切っても切れない間柄にあることですが、まず30日以上休んでいる子供の状況を把握しようというようなことを各学校ではやられていると思いますがね。

不登校は何人というような数字は出てくるわけですか。

指導課長 はい、先ほど申し上げた数字が不登校の数字です

瀧田委員 長欠対策との関連というのを伺いたいと思います。

指導課長 今、委員さんがお話しされたように、長欠の中にもいろいろな理由がありまして、病気とかその辺を含めて例えばその中の一つの理由として不登校ということでありまして。長欠対策の取り組みとしては、各学校で昨年度から引き続き力を入れており、引き続き各学校での取り組みもお願いしているところですが、長欠者に対する個別の指導をしていこうじゃないかということで、個別の子供たちのカルテを作成したり、あるいは学校内での共通理解を図ったりと同時に、どのようにして取り組んだらいいかということで研修しております。今年度新たに長欠対策主任や長欠を受け持っている担任の先生に集まっていたいて、3日間事例研究をしながら、どのように取り組んでいこうかということで、この夏休み研修会を行って、また2学期から取り組んでいこうと、そのようなことをしてきております。

委員長 この補正予算についてトータルで何かご質問がありますか。

はい、どうぞ。

教育長 追加で、今、生徒指導推進協力員の調査委託研究事業の話が出ましたけれども、同

じょうに人権啓発事業に関しても、県の20万円の委託金事業ではなくて、日ごろの取り組みについてちょっと聞きたかったんです。

指導課長 はい。

先ほどもお話ししましたように人権啓発事業については県の委託で20万円いただいておりますので、このような冊子を約5,000部つくりまして、毎年、小学校の5年生を対象に全児童にお配りして、それで学級指導なりあるいは学級活動の時間の中でいじめとかそのような指導のための資料として活用しながら子供たちの人権に対する教育をするようにしているところですよ。

教育長 教職員の人権啓発事業というのはどういうものがあるんですか。教職員に対する人権意識向上のための。

教育研究所長 教職員の人権教育につきましては、先般8月の一連の研修講座で県の方から、もと同和室対策室長をお招きしまして、現代の人権の問題、とりわけ子供との関係について2時間ほど講話をいただきました。これにつきましては、各学校1名、人権担当、その中には教育相談の担当も何人かおりましたけれども、そういった形で研究所の主催の講座を先般実施させていただいた次第でございます。

以上です。

委員長 どうですか瀧田さん、人権擁護委員の立場から。

瀧田委員 この間、中学の教科書でもかなり人権のページというのは使われていて、小さいときから人権意識を理論的に身につけて大きくなっていくと安心できるんですよ。人権というのを一つの感覚的なものじゃなくて理論的に教えていただきたいと思います。そして、その中には女性の問題があり、身障者の問題があり、部落差別も、人種差別もあり、いろいろな分野が多岐にわたって人権問題をかかえているということ意識させていただきたいなと思っております。人権擁護委員も今年度から学校に人権擁護委員が直接生徒さんに教室でお話をするという試みを松戸市がまずやりまして、全国的に方向づけられているんですけども、どうぞ学校と協力して、総括的に人権啓発を理性的に進めていきたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

根守委員 よろしいですか。

委員長 はい。

根守委員 各学校で校内研修、年間計画の中に、人権に関する研修を入れてあるわけですね。

指導課長 人権に関する研修として、職員の方の研修を、校内研修として、年1回実施するように各学校が位置づけて実施しております。

委員長 いいですか。

根守委員 はい。

委員長 県の方からは、何か積極的に指導とかそういうことはありますか。この委託事業に関して。

指導課長 生徒指導推進協力員の活用事業の方につきましては、今年度から新規の事業で、2年間になっておりますけれども、先ほどお話ししましたように小学校に生徒指導推進協議委員を配置して児童の問題行動の早期発見・早期対応や未然防止に関する調査を行いなさいということで要綱が示されておまして、その要綱にのっとって実施するように考えております。

委員長 その調査をした結果は県の方に報告し、それでまた松戸市の方にフィードバックするということはあるんですか。

指導課長 報告をするようになっております。

委員長 いかがでしょう。補正予算に関してもろもろのお話が出ましたけれども、どうでしょう、質疑・討論……

打ち切らせてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、討論・質疑を終結いたしまして、これより議案第47号を採決いたします。議案第47号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号

委員長 続いて、議案第48号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題とします。

どうぞ、ご説明ください。

学務課長 学務課です。議案第48号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」の議案についてご説明いたします。

本議案は、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、松戸市学区審議会委員を委嘱するため提案させていただくものです。

条例第2条といたしますのは、学区審議会の組織について規定している条項でございます。第4条は補充委員、前任者の残任期間とするというその補充委員の任期について規定している条項でございます。提案理由は、住民の代表から委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い後任者を委嘱するためです。

今回委嘱をお願いする候補者につきましては、次のページに記載してございますが、草皆はつ代様でございます。従来、住民の代表から委嘱しております学区審議会委員につきましては、各地域の意見を広く聞くことができる立場にある方ということから、各地区の地区長をお願いしているところでございます。

草皆様につきましては、前任者の新松戸地区長である宮井様が体調不良を理由に急遽ご退任されたことから、このたび新松戸地区長として就任されたことに伴い、草皆様をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 一番最後の資料に委嘱の方々の名簿があります。これをご参考にしていただきたいと思えます。

学務課長 それでは、今名簿のお話がありましたので、名簿について補足説明させていただきますと思えます。

先ほど申し上げました学区審議会条例の第2条、組織について規定している条項ですが、ここにこのようにあります。

審議会は、非常勤の委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。(1) 知識経験を有する者。(2) 学校長の代表。(3) P T Aの代表。(4) 住民の代表ということで、ここに名簿にあります1号委員、2号委員、3号委員、4号委員というのが、第2条の(1)から(4)に該当するということになっております。

今回、第4号、4号委員の住民の代表の方に1名欠員が生じたということで、一番下になります新松戸地区長の草皆はつ代様に委員に就任していただくと、そういうものでございます。

委員長 何かご質問ございませんか。

今、統廃合が進みまして、学校の再編成がなされている中で、この審議会の開催状況はどういうものか、ちょっとそれだけ聞きたいんですが。

学務課長 今ご指摘のとおり、昨年度統廃合ということがありましたので、直近の学区審議会が開催されましたのが昨年、16年10月1日に開催いたしました。このときの議題が、今出ました根木内東小、新松戸北小、古ヶ崎南小の廃止及び小金中の休校に伴う学区変更ということで、ご案内のとおり根木内東小の学区はそのまま根木内小の学区に、新松戸北小の学区は新松戸西小の学区に、古ヶ崎南小の学区は古ヶ崎小の学区に統合されたということになっております。それで、昨年の10月1日の審議会のときに古ヶ崎南小の学区については、古ヶ崎南小の開設当時のいろいろな経緯等ございまして、今年度の新入生と来年度の新入生の動向を見まして学区の見直しを検討していこうというふうなことになっておりますので、まだ確定はしておりませんが、来年度学区審議会を開いて、古ヶ崎南小の学区の変更についてご審議申し上げるといふような流れも一つの流れとしては考えられるかなというように考えておるところです。

以上です。

委員長 その他の2地区については特に問題は起きていないですか。

学務課長 ちなみに、ことしの新入生、旧根木内東小学校の学区の新入生、1年生なんですが、63名全員が根木内小の方に入学いたしました。新松戸北小の1年生については、新松戸西小がやはり一番多くて44名。あと、横須賀小、新松戸南小、馬橋北小等に多少の児童が移っているということですが、この2地区に比べますと、古ヶ崎南小については、古ヶ崎小に入学した新1年生は13名、中部小が8名、北部小が34名、和名ヶ谷小が1名。これは、在校生、2年生から6年生までの移籍等も加えていきますと、根木内小と新松戸西小については、大部分の在校生が統合した根木内小、新松戸西小の方に移籍しておるわけなんですが、古ヶ崎南小の2年生から6年生の在校生につきましては、やはり北部小に100名を超える2年生から6年生までの子供たちが、古ヶ崎小ではなくて北部小に一番多く入っているというふうな状況もございまして、これは、学区についてもこれから検討していく余地はあるだろうなというふうな考えております。

教育長 行政側の判断だけでなく学区審議会からそういう提案というか要望が出ているんですか。

学務課長 はい。昨年の学区審議会の方からもそのあたりの意見等は多数いただいておりますのでございます。

關委員 今に関していいですか。

委員長 はいどうぞ。

関委員 今、たまたま統合が話題になりましたから、気になっていましたのでお尋ねしたいと思います。3校とも統合の結果は予定していたような形でうまくいっているというふうに評価されているのか、それとも場合によっては、やはり規模が大きくなり過ぎて若干考慮する余地が出てくるというようなことがあるのか、その辺簡略に説明願います。

学務課長 はい、これは子供の数だけの問題ではなく、総合的に見てというふうなことでよろしいのでしょうか。私、総合的にすべて判断できるわけではないんですが、3校の4月からの学校運営等につきまして、特段こういうところで非常に学校運営上窮しているとか、統合したことによってこういうはっきりした弊害が出ているというようなことについては、細かい点については存じ上げない部分もあるんですが、非常に円滑に今のところ学校運営されているというふうに私は聞いておるところでございます。

委員長 学区審議会でもそういうお話は特に出していませんか。

学務課長 昨年の学区審議会では、やはり学区ということですので、特に古ヶ崎南小、古ヶ崎小の関係につきましては、北部小や中部小の一部の学区が、古ヶ崎南小が新設されたときにそちらの方に学区が編入されたというふうな経緯もあるということで、そのあたりはやはり今までの経緯等を学区審議会の委員さんもお承知ですので、そのあたりのことも含めた意見は多数出たというふうには伺っておるところです。

委員長 長期間かけていろいろ議論した上での再編・統廃合だったので、現在の状況がやっぱり多少とも我々委員の中でも気になるところですので、非常に円滑にしていればこの上ないというふうに考えます。

学務課長 先ほど、円滑にというふうな、私の意見としてそういうふうに申し上げたところなんですが、これはあくまでも私がこの委員会の中にこの4月からお世話になって各学校の状況等を耳にする中で、細かい点につきましてはいろいろと、それは3校に限らずどの学校でもいろいろな問題を抱えているかと思っておりますので、特段その3校について非常に突出したような問題が起きているというふうには、私としては聞いていないということでご理解いただきたいと思います。

委員長 はい、どうぞ。

参事監 私の担当するところでございますけれども、あらゆる機会を通して、または月一くらいは各学校を訪問して3校訪問しております。それで、校長等からいろいろ話を聞いておりますが、今学務課長が言ったように大きな問題は出てきていないと。むしろ子供たちの動きが活発になったとか、休み時間に校舎の端っこから校庭の反対側にある遊具まで

飛びつくとかそういうような報告を受けております。ただ、各学校を統合するとかしないとかにかかわらず、学校自体としての問題はそれぞれあるかと思えます。

以上です。

委員長 はい。

教育長 6月の定例市議会でその関連の質問が出ました。本部長が答弁しておりまして、何かあれば代表して、教育委員会を代表した答弁を……。

生涯学習本部長 各校長から、統合の、新任の校長がおりますけれども、私も直接各学校を回って話を聞いています。早い時期だったものですから、今教育長の方から議会での答弁ということですから、6月議会の前に、私も各学校の校長を訪ねて話をしたところ、2人の今報告があったんですが大体似通った内容ですね。学校運営上は特に大きな問題は出ていないという話で聞いております。若干、多分前にもこの教育委員会議の中で話をしていると思うんですけども、通学路の関係で規制のかかる部分、市がやるべきものについてはほとんど終わっています。規制のかかる部分について、やはり信号機の設置であるとか横断歩道の設置であるとかそういうものについてやはり公安委員会の調査によって設置をしていきますので、そのところがまだできていない状況ということで議会でもお答えさせていただいた。今もそういう状況です。これはなるべく早く、子供たちの安全、そういうものを勘案する中で、早急に必要などころについては設置すべきであるというふうに私は考えますし、要望もしていきたい、関係部署にですね。そういうふうに考えているところです。

細かい内容についてはあれなんですけど、校長先生の言葉を信頼しておりますので、私からの総括的な話とさせていただきます。

委員長 この問題はもう終結したというふうに考えて……いないんですね。というのは、まだもうちょっと長い目で見ないとどういうふうに落ちつくか、その辺をもう少し観察する必要はあるかなという感じはするわけです、中学校の問題も含めてね。ですから、そういうことでまだまだ関心を持っておりますので、新しい情報が入り次第に委員会の方へもお話をお聞かせ願いたいと思えます。

生涯学習本部長 そうですね。私の方でも極力多くの情報を現場の方からもらいながら、大きな問題が発生することのないように対応していきたいなというふうに考えています。

教育長 いろいろな評価の視点・観点があろうかと思えますけれども、一つだけ間違いなく言えることは、子供同士の確執といったものはもう全くないと思えます。既に4月の当初

からそれは言われています。若干、大人の関係者にはまだ多少のわだかまりは残っているようですが、これはもうやむを得ないことで、時間が解決するしかないと思う。子供同士の関係では全く問題は生じていないということだけは言えるでしょう。

関委員 安全への問題に関連づけて質問をさせていただきます。現在、アスベストのことが問題になっていますよね。存続している小・中学校はもちろんその対応策が必要だと思えますが、廃校になったところの校舎管理についても一応問題がありますよね。そういう意味で、一般論としてのアスベスト対策というのは、どうなっているのでしょうか。

企画管理室長 企画管理室でございます。

アスベスト対策につきましては、全庁挙げて今取り組んでいる状況でございます。まず基本的には、早急に市民の疑問・質問等にははっきり答える、不安を解消するための対策としまして相談窓口を設置し、それからプロジェクトを設置して、いつでも対応に取り組むというような形で今、対策をとったところでございます。また、教育委員会内部におきましても、この4月より、アスベストを使用しているであろう学校等の調査をしてきております。施設調査は完了いたしまして、保有量等、中身の分析を今後も進めていく中で対策にかかっていると考えております。

それから、そういった学校等への父兄の皆様から質問が出たときなんですが、教育委員会の施設課を窓口にして対応を図るとのこと。それから、教育委員会内部におきましても、今後の全体的な工事等も含めてどのように進めていくかということを考えるべく、プロジェクトを設置して検討していきたいなというふうを考えていますけれども、その準備を今進めている状況でございます。

以上です。

委員長 保健体育課あたりからは、何かお話がありませんか。

児童・生徒の健康状態について。

保健体育課長 アスベスト絡みで……。

特にその件に関しましては調査等していないんですけれども、保健体育課としましては、日ごろの健康教育ということで今までどおりやっています。アスベストについての調査ということでは特に実施しておりません。また、報告も、病気関係の方で今のところ上がってきてはおりません。

ということでよろしいでしょうか。

委員長 いろいろ保健体育関係については、年々個別にいろいろ集団検査から個別化されて

きましたよね、いろいろな検査が。そういう意味で、トータルでつかまえられるチャンスというのがこれからちょっと心配なことは心配なんです。ですから、早くに何か影響があるとすれば、個々にいろいろな注意をしながら早期発見していかなくてはならない。そういう意味では健康教育というのは非常に重要だろうと思うんです。これは児童・生徒はもとより父兄・保護者、そういう方たちも十分子供たちの健康管理に留意していかなくてはならないというふうに思っています。何もないことが一番なんです。保健体育課あたりでも十分その辺に目を光らせていただきたいというふうに思います。

保健体育課長 はい。

委員長 何か追加事項はございませんか。

それでは、学区審議会の問題からいろいろ広い分野に波及しましたがけれども、一応これで討論を終結をしたいと思います。

議案第48号を採決をいたします。

議案第48号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎報 告

委員長 次は報告がありますが、よろしくをお願いします。

企画管理室長 企画管理室でございます。1件報告をさせていただきたいと思っております。

先の教育委員会議におきましてご審議をいただきました指定管理者制度の導入につきまして、現在の進捗状況につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

6月議会の条例改正によりまして、教育委員会の所管に係る施設のうち、今、お手元にお配りをさせていただいております施設、小金原体育館ほか7施設につきまして、その施設の管理を指定管理者に行わせることができると条例を定めたところでございます。

このたび地方自治法の改正によりまして、この法改正の施行後3年以内に、これまでの管理委託を行っていた施設は、この法律による指定等を行う必要があることから、市は来年4月に新たな指定管理者による管理代行を開始することを決めているところでございます。

6月の条例改正後、これに伴う関係規則等の整備を行いまして、資料に記載の施設のうち、公募によるところとした3体育館、文化会館、市民劇場につきましては、公募要領を策定し

7月に公表いたしましたして、応募法人等の募集作業に今とりかかっているところでございます。

小金原体育館ほか2館の体育館につきましては、募集要領の提供あるいは施設見学等を経まして、この8月2日、3日の応募受け付けを終了し、現在指定管理者の候補者選定に入っているところでございます。この選定に当たりましては、規則に規定された指定管理者候補者選考委員会を設置し、例えば施設の平等利用が確保できること、候補者が施設を安定的かつ効率的に管理し、施設の設置目的を最大限に発揮することができることと認められること、事業計画及び収支予算が適正であること、安定的に管理を行うための経営の規模、能力を有していること、人員の配置体制等が適切であることなどの選考基準を定めまして、審査を行っているところでございます。

また、青年館につきましては、これまで地元町会等が管理を行ってきたという経過もございまして、また、この施設の規模など総合的にしんしゃくいたしまして、これは公募によらず、いわゆる随意指定とするものでございますが、選定作業に当たりましては、指定の申請書、収支予算書の提出、さらには選考委員会による審査を踏むことなど、選定作業の基本的な事柄は公募による方法と同様にいたしまして、適切な選定を行うことといたしております。

文化会館、市民劇場につきましては、公募要領、現場説明会の実施等は終了し、今月末が応募受け付けの期間とさせていただきます。

本題に入りますけれども、資料に記載のとおり、体育館につきましては、一括して指定管理者の公募いたしまして、現在、候補者の慎重かつ適正な選考を行っているところでございます。本日、第2回目の選考委員会を実施しているところでございます。優先候補者の決定、そして、相手方との協議を経まして、この9月議会に、この3体育館につきましては、指定管理者の指定についての議案を提案いたしたく現在作業中でございます。したがって、本日、本来でありましたならば、この委員会におきましてご審議をいただき9月議会に案件として提出する内容につきましてご審議をいただきご承認をいただくところでございますけれども、何分作業中ございまして、現在用が間に合っておりません。したがって、後日準備等ができ次第、青年館の指定管理者の指定ともあわせまして、ご協議をいただきたく思っております。よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、お手元の資料の中からも見ていただくとあれなんですけれども、9月議会に提案を予定している施設につきましては、左側の1番、2番、3番、4番、すなわち3体育館そして、3つの青年館でございます。12月議会に提案を予定している施設が市民文化会館と市民劇場でございます。この9月と12月に分かれた理由の1つといたしまして、まず文化会館、

市民劇場につきましては、施設の貸し出し、それから管理、これだけにとどまらずに指定管理者そのものに業を起こしていただく、文化振興に役立つような事業を展開していただくという考えがございますので、そのことを企画・立案していただくためにも一定の所要の時間を持った方がいいのかなということで、絞込みの時間を若干延ばしている状況でございます。

したがって、このような関係から、9月議会ではなくて、12月議会の方をお願いする予定となっているところでございます。

以上よろしく、ご報告と、それからお願いということでさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申します。

委員長 わかりました。現在選定中ということでよろしくお願ひいたします。

1つだけ、相当競争率は激しいんですか。

企画管理室長 はい、現在募集要綱に乗りまして、公募に上がってきた企業は7社でございます。

委員長 そういう状況だそうです。

企画管理室長 それから、先ほど前後してしまいましたけれども、補正予算の、委員のメンバーということで話をさせていただきましたけれども、このスポーツ施設関係につきましては委員のメンバーが確定しておりますので、ただいま話をさせていただきたいと思っております。

まず、本部内で設置ということでございます。まずは、生涯学習本部長、生涯学習本部企画管理室長、それから公の施設を所管する課の課長ということでスポーツ課でございます。その他必要と認める職員ということで、関連する課としまして、教育施設課長、それから、社会教育課長、保健体育課長、施設の管理を重視するということで施設保全課長にもメンバーに加わっていただいている状況でございます。

以上でございます。

委員長 以上の報告については何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎その他

委員長 それでは、報告を終わりました、その他に移りたいと思っておりますが、これは次回の日

程ですね。

どうぞ、説明してください。

企画管理室長 企画管理室でございます。

平成17年9月定例会でございますけれども、9月議会がある関係上、変則となって大変恐縮でございますけれども、9月16日の金曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 9月16日金曜日ですが、委員の皆さんどうですか、都合の方は。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、9月の定例会は9月16日金曜日2時からここで開催をいたします。

ありがとうございました。

◎閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成17年8月定例教育委員会会議、これをもって終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員